

工事計画軽微変更届出書
(女川原子力発電所第2号機の工事の計画の変更)

東北電原設第7号
令和5年3月6日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
樋口 康二郎

次のとおり工事の計画を変更したので、電気事業法第47条第5項の規定により届け出ます。

工事の計画の変更に係る事業場の名称及び所在地	女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
工事の計画の変更の内容	別紙のとおり
原子炉等規制法第43条の3の9第6項の規定による届け出をした場合は、その年月日	令和5年3月6日

別 紙

目 次

1. 工事の計画の変更の内容
2. 変更を必要とする理由を記載した書類

1. 工事の計画の変更の内容

別添－1～5のとおり。

2. 変更を必要とする理由を記載した書類

変更を必要とする理由

令和3年12月23日付け原規規発第 2112231 号, 20211124 保第 22 号にて認可された工事計画において, 適正化が必要な箇所が認められたため以下のとおり変更を行った。

- (1) 残留熱除去系主配管(常設)の要目表(別添-1)の適正化
- (2) 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表(別添-2)の適正化
- (3) 中央制御室遮へいの要目表(別添-3)の適正化
- (4) サプレッションプール水貯蔵系主配管の要目表(別添-4)の適正化
- (5) 原子炉格納容器調気系主配管の要目表(別添-5)の適正化

【 I 工事計画】

変更前

変更前				変更後			
名	称	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 ^{*1} (mm)	厚さ ^{*2} (mm)	材	料
原子炉冷却材浄化系再熱交換器(順側)出口配管分岐点 ～ 原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	*3	8.62 ^{*4}	302	216.3	(18.2)	STS42	変更なし
				165.2	(14.3)	STS410 ^{*5}	
原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	*3	8.62 ^{*4}	302	165.2	□ (14.3)	SVQ2B	原子炉隔離時冷却系注入配管合流点 ～ 原子炉冷却材浄化系系B系注入配管合流点
				165.2	(14.3)	STS12	
				165.2	(14.3)	STS42	
				114.3	(11.1)	STS110 ^{*6}	
165.2	(14.3)	STS110 ^{*6}	STS410 ^{*5}	165.2	(14.3)	STS410 ^{*5}	変更なし

- 注: *1 : 外径は公称値を示す。
 *2 : () 内は公称値を示す。
 *3 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉圧力容器から原子炉冷却材浄化系再熱交換器入口配管まで」と記載。
 *4 : S11単位に換算したものである。
 *5 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「STS42」と記載。
 *6 : エルボを示す。既工事計画書には「STS42」を含む管仕様が記載されているため、記載の適正化を行う。
 *7 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成29年6月19日付け3訂正工事計画の添付書類「IV-2-1-2-4-1 管の基本取付計算書」による。
 *8 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉再循環系から原子炉冷却材浄化系再熱交換器まで(原子炉冷却材浄化系再熱交換器入口配管)」と記載。
 *9 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉再循環系から原子炉冷却材浄化系再熱交換器及び原子炉隔離時冷却系から復水給水系まで」と記載。
 *10 : 非常用炉心冷却設備その他原子炉圧注水設備(高圧代替注水系)及び原子炉格納容器のうちの圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高圧代替注水系)と兼用。(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律による工事計画の記載)
 *11 : 非常用炉心冷却設備その他原子炉圧注水設備(原子炉隔離時冷却系)と兼用。(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による工事計画の記載)
 *12 : 電気事業法の規定に基づき、本工事計画認可申請書において手続を要するもの。

既記載の内容は適正化後の記載から公称値を示す。

変更後

変更前				変更後			
名	称	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 ^{*1} (mm)	厚さ ^{*2} (mm)	材	料
原子炉冷却材浄化系再熱交換器(順側)出口配管分岐点 ～ 原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	*3	8.62 ^{*4}	302	216.3	(18.2)	STS42	変更なし
				165.2	(14.3)	STS410 ^{*5}	
原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	*3	8.62 ^{*4}	302	165.2	□ (14.3)	SVQ2B	原子炉隔離時冷却系注入配管合流点 ～ 原子炉冷却材浄化系系B系注入配管合流点
				165.2	(14.3)	STS110 ^{*6}	
				165.2	(14.3)	STS42	
				114.3	(11.1)	STS110 ^{*6}	
165.2	(14.3)	STS110 ^{*6}	STS410 ^{*5}	165.2	(14.3)	STS410 ^{*5}	変更なし

- 注: *1 : 外径は公称値を示す。
 *2 : () 内は公称値を示す。
 *3 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉圧力容器から原子炉冷却材浄化系再熱交換器入口配管まで」と記載。
 *4 : S11単位に換算したものである。
 *5 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「STS42」と記載。
 *6 : エルボを示す。既工事計画書には「STS42」を含む管仕様が記載されているため、記載の適正化を行う。
 *7 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成29年6月19日付け3訂正工事計画の添付書類「IV-2-1-2-4-1 管の基本取付計算書」による。
 *8 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉再循環系から原子炉冷却材浄化系再熱交換器まで(原子炉冷却材浄化系再熱交換器入口配管)」と記載。
 *9 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉再循環系から原子炉冷却材浄化系再熱交換器及び原子炉隔離時冷却系から復水給水系まで」と記載。
 *10 : 非常用炉心冷却設備その他原子炉圧注水設備(高圧代替注水系)及び原子炉格納容器のうちの圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高圧代替注水系)と兼用。(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律による工事計画の記載)
 *11 : 非常用炉心冷却設備その他原子炉圧注水設備(原子炉隔離時冷却系)と兼用。(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による工事計画の記載)
 *12 : 電気事業法の規定に基づき、本工事計画認可申請書において手続を要するもの。

既記載の内容は適正化後の記載から公称値を示す。

備考

記載の適正化
 (材料の J I S 表記の適正化、関連する記載の適正化)

女川原子力発電所第2号機 工事計画の軽微変更届出 変更前後比較表
【I 工事計画】

変更前

変更後

備考

5 放射線管理設備
5.3 生体窓への設置
(0)中央制御室窓へ1ヶ

名 種	変更前		変更後	
	材 質 (主 要 寸 寸 (最 小 厚 さ mm * 1, * 2, * 3))	法 法 冷 却 方 法 材	材 質 (主 要 寸 寸 (最 小 厚 さ mm * 3))	法 法 冷 却 方 法 材
中央制御室 しきへ1ヶ	地上3階 0.F.23500 制御 建屋	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上*)	変更なし
	同上階 0.F.29150	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上*)	自然冷却
				変更なし

注記*1：図面の適正化を行う。既工事計画書の「m」を「mm」と記載する。
*2：既工事計画書に記載がないため図面の適正化を行う。記載内容は設計図書による。
*3：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。

中記の内部は図面縮刷の範囲から公開できません。
34

02 概説 1 R 0

5 放射線管理設備
5.3 生体窓への設置
(0)中央制御室窓へ1ヶ

名 種	変更前		変更後	
	材 質 (主 要 寸 寸 (最 小 厚 さ mm * 1, * 2, * 3))	法 法 冷 却 方 法 材	材 質 (主 要 寸 寸 (最 小 厚 さ mm * 3))	法 法 冷 却 方 法 材
中央制御室 しきへ1ヶ	地上3階 0.F.23500 制御 建屋	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上*)	変更なし
	同上階 0.F.29150	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上*)	自然冷却
				変更なし

注記*1：図面の適正化を行う。既工事計画書の「m」を「mm」と記載する。
*2：既工事計画書に記載がないため図面の適正化を行う。記載内容は設計図書による。
*3：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。

中記の内部は図面縮刷の範囲から公開できません。
34

02 概説 1 R 0

記載の適正化
(公称値の適正化)

女川原子力発電所第2号機 工事計画の軽微変更届出 変更前後比較表
【I 工事計画】

変更前

変更前				変更後			
名	称	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材	料
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.43**	104	114.3	(6.0)	STS42	サブプレッショントラップ
	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP38	
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.98**	66	76.3	(5.2)	STP38	サブプレッショントラップ
	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP38 STP370	
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP38	サブプレッショントラップ
	サブプレッショントラップ	1.04**	66	114.3	(6.0)	STP370	
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP370	サブプレッショントラップ
	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP370	

注記*1：外形は公称値を示す。
 *2：()内は公称値を示す。
 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *4：S1単位に換算したものである。
 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第1号機サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *7：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第1号機サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *8：一部除去を示す。
 *9：廃止する設備は既存する設備との取合い部を切断し、開口部に閉止処置を行う。

以下の設備は、既存の第1号機設備、第1、2号機共用であり、本工事計画で第1号機設備とする。

- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプ) (第1号機設備)
- 主配管 (サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)

変更前

変更後

変更前				変更後			
名	称	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材	料
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.43**	104	114.3	(6.0)	STS42	撤去
	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP38	
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.98**	66	76.3	(5.2)	STP38	撤去**
	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP38 STP370	
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP38	撤去
	サブプレッショントラップ	1.04**	66	114.3	(6.0)	STP370	
サブプレッショントラップ	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP370	撤去
	サブプレッショントラップ	0.98**	66	114.3	(6.0)	STP370	

注記*1：外形は公称値を示す。
 *2：()内は公称値を示す。
 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *4：S1単位に換算したものである。
 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *7：記載の適正化を行う。既工事計画書には「第1号機サブプレッショントラップ」から「サブプレッショントラップ」へ変更ありと記載。
 *8：一部除去を示す。
 *9：廃止する設備は既存する設備との取合い部を切断し、開口部に閉止処置を行う。

以下の設備は、既存の第1号機設備、第1、2号機共用であり、本工事計画で第1号機設備とする。

- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプ) (第1号機設備)
- 主配管 (サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)
- 主配管 (SP1-Y1-サブプレッショントラップ水移送ポンプへサブプレッショントラップ水貯蔵タンク) (第1号機設備)

変更後

備考

記載の適正化
(注記の適正化)

